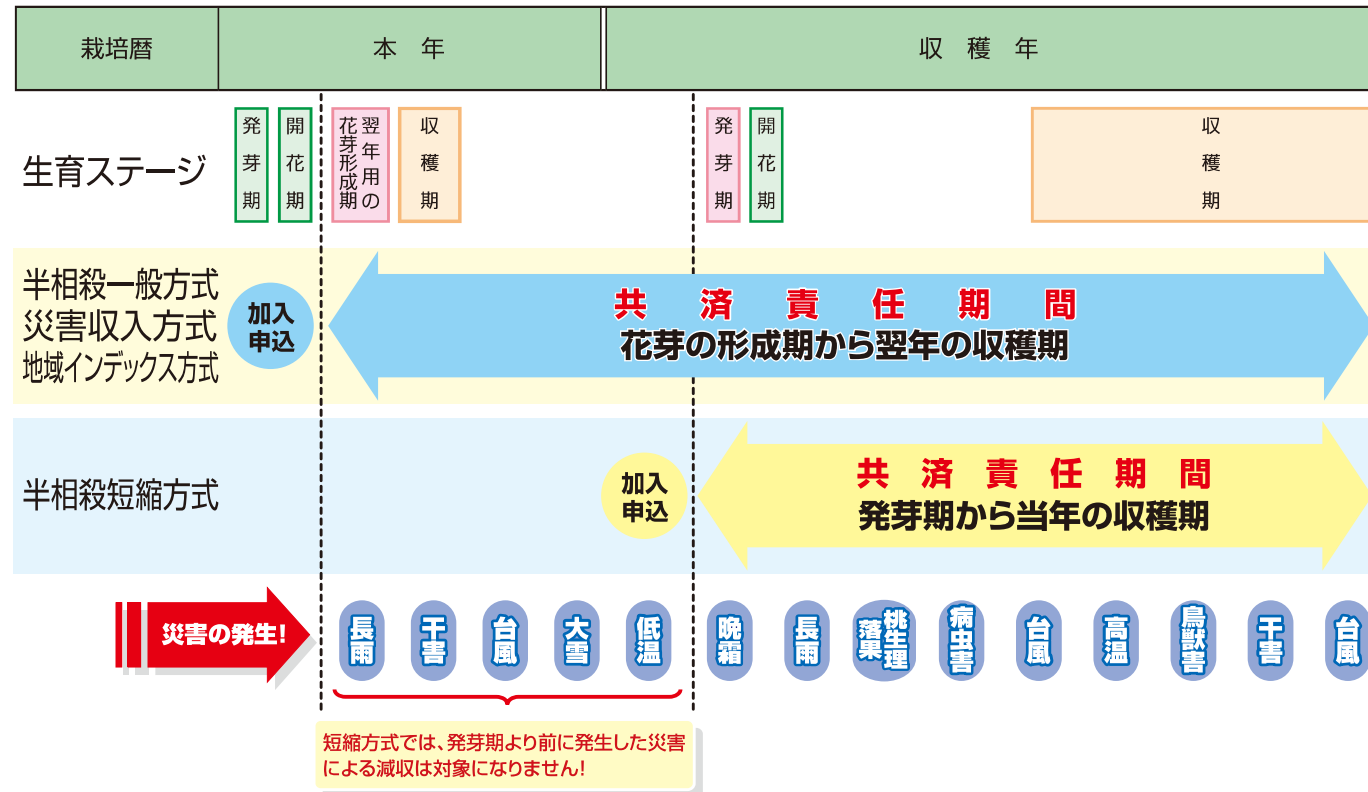


生育ステージと果樹共済



青色申告を行っている方は、もっとワイドな補償となる

収入保険をご検討ください!

農産物の販売収入の最高9割を基準に補償し、様々なリスクから農業経営を守ります。
詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

※果樹共済と収入保険制度は重複して加入できません。

市場価格が下がった

けがや病気で
収穫ができない出荷前に倉庫が浸水し
売り物にならない

※かつてない災害などにより、組合の財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※対象となる災害が発生した場合は、すみやかに下記まで連絡してください。

●お問い合わせは



岡山支所
〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2
TEL(086)277-5511

井笠支所
〒714-1201 小田郡矢掛町矢掛2979番地1
TEL(0866)83-2600

真庭支所
〒717-0023 真庭市江川794番地1
TEL(0867)44-5520

東備支所
〒709-0451 和気郡和気町和気438番地10
TEL(0869)92-0404

高梁支所
〒716-0045 高梁市中原町1420番地2
TEL(0866)21-0350

津山支所
〒708-1205 津山市新野東567番地
TEL(0868)36-7730

倉敷支所
〒710-0052 倉敷市美和1丁目13番33号
TEL(086)430-1717

新見支所
〒718-0017 新見市西方423番地6
TEL(0867)72-4455

勝英支所
〒709-4316 勝田郡勝央町勝間田201番地
TEL(0868)38-1240

岡山県農業共済組合 本 所 〒703-8265 岡山市中区倉田436番地2 TEL(086)277-5553

果樹共済

～備えあれば憂いなし～

Point
1

国と保険関係を結ぶ
公的な保険制度です。

Point
2

過去の被害状況に
応じた農家ごとの
掛金率を適用します。

Point
3

掛金の半額を
国が負担します。

Point
4

税申告の際、掛金等は
全額必要経費として
控除できます。



加入対象

共済目的	類区分	品 種 名
ぶどう	1類	デラウェア、ヒムロッド
	2類	紫玉、キャンベルアーリー、甲州、アーリースチューベン
	3類	ピオーネ、巨峰、藤稔、安芸クイーン、瀬戸ジャイアンツ、オーロラブラック
		翠峰、シャインマスカット、紫苑、ゴルビー、その他の3類に属する品種
もも	4類	ハウスで栽培されているもの
	1類	ちよひめ、武井白鳳、日川白鳳、八幡白鳳（橋場白鳳）、加納岩白桃、その他の早生品種
		白鳳、紅清水、浅間白桃、あかつき、千曲白鳳、その他の中生品種
		大和白桃、清水白桃、末木白桃、白麗、おかやま夢白桃、白桃
	2類	川中島白桃、瀬戸内白桃、ゴールデンピーチ、その他の晩生品種

- ◎ 各共済目的の類区分ごとの加入になり、各類区分での栽培面積が**5アール以上**が必要です。
（災害収入共済方式は、概ね全量を農協へ出荷していること、または青色申告（関係書類含む）を行っていることが必要です。）
- ◎ 栽培している園地は**全て加入することが前提**となっています。特定の園地のみの加入はできません。

共済金額（補償額）

半相殺方式
地域インデックス方式

$$\text{共済金額（補償額）} = \text{果実の単価} \times \text{平年収穫量} \times \text{付保割合}^{※2}$$

災害収入方式

$$\text{共済金額（補償額）} = \text{基準生産金額}^{※3} \times \text{付保割合}^{※2}$$

共済掛金

国が掛金の**半分**を負担します。

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額（補償額）} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2} + \text{賦課金}$$

- ◎ 過去の被害状況に応じて、個人ごとに掛金率が設定されます。
- ◎ 次の施設が設置してあれば掛金が割引になります。

	防災施設	防風ネット	防鳥ネット	多目的ネット	雨除け施設	防霜ファン	防蛾灯
防災施設割引	割引の有無	ぶどう	もも				
		○	○	○	○	—	—
		○	—	○	—	○	○

共済金のお支払い

半相殺方式

支払共済金

=

共済金額（補償額）

×

支払割合^{※4}

支払開始割合、損害割合^{※5}に応じた支払割合^{※4}を適用します。

（例：半相殺方式（3割）の場合…損害割合が50%の場合、支払割合は共済金額の29%）

損害割合 ^{※5} (%)	30	35	40	45	50	55	60	70	80	90	100
※4 支払割合 (%)	半相殺方式（3割）	—	7	14	21	29	36	43	57	71	86
	半相殺方式（4割）	—	—	—	8	17	25	33	50	67	83
	半相殺方式（5割）	—	—	—	—	—	10	20	40	60	80

$$\text{※5 損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}^{※6}} \times 100$$

例えば、半相殺方式（3割）の場合、70万円の共済金額（補償額）で50%の損害があった場合、70万円×29%＝約20万円をお支払いします。

災害収入方式

支払共済金

=

共済金額（補償額）

×

損害割合^{※7}

※6 基準収穫量 = 半相殺減収総合方式の基準収穫量は、開花期頃までに園地条件、肥培管理状況等を調査し、その状況に応じて標準収穫量を調整して定められます。地域インデックス方式の基準収穫量については、標準収穫量と同じ収量となります。災害収入共済方式の基準収穫量は、当該引受に係る年産の前年産の果実の出荷実績が明らかになった時点で、最近5か年の出荷資料又は青色申告書等をもとにして定められます。

$$\text{※7 損害割合} = \frac{(\text{基準生産金額} \times \text{選択補償割合}^{※8}) - \text{手取販売額}}{\text{基準生産金額} \times \text{選択補償割合}^{※8}}$$

$$\text{※8 選択補償割合} = 100\% - \text{選択した支払開始割合}$$

対象となる災害

風水害・干害・凍霜害・雨害湿潤害などの自然災害	鳥 獣 害	病 虫 害
		

- ※風水害・雪害等によるぶどう棚等の施設の損害は対象になりません。
- ※管理・防除不足などによる減収は対象になりません。
- ※対象となる災害が発生した場合には、収穫前の現地調査が必要です。必ずNOSAIへご連絡ください。

加入方式

はんそうさい

半相殺方式



農家ごとに**選択した支払開始割合**を超える減収があった場合に共済金をお支払いします
（支払開始割合：3割、4割、5割）

災害収入方式



農家ごとに、減収を伴い**選択した支払開始割合**を超える減収金額があった場合に共済金をお支払いします
（支払開始割合：2割、3割、4割）

地域インデックス方式



統計単位地域^{※1}ごとに**選択した支払開始割合**を超える減収があった場合に共済金をお支払いします
（支払開始割合：1割、2割、3割）

- ※1 統計単位地域＝ぶどう、ももの統計単位地域は岡山県となります。
- ※2 付保割合＝半相殺方式は最高70%、災害収入方式は最高80%、地域インデックス方式は最高90%です。いずれも最低は40%です。
- ※3 基準生産金額＝過去5年間の農協出荷実績又は青色申告書等をもとにして、基準となる生産金額を算出したものです。

★事故報告★

被害が発生したら、現場保存を行った上で、すぐにNOSAIにご連絡ください！被害確認ができない場合、共済金が支払われないことがあります。



果樹共済のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉

この説明書は、果樹共済への加入にあたり、皆さまにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、お近くの農業共済組合（以下「NOSAI」といいます。）にお問い合わせ願います。

なお、この説明書は「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日より、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日より施行されたことに伴い重要事項を説明するものです。

共済関係の成立

共済目的の種類（ぶどう・もも）ごと及び果実の年産ごとに、現に栽培する全ての果樹を果樹共済に申し込み、NOSAIがこれを承諾することによって成立します。原則として包括加入です。

引受方式及び加入条件

○半相殺減収総合方式（一般方式、短縮方式）

○地域インデックス方式

共済目的の種類（ぶどう・もも）の類区分ごとに5a以上を栽培しており、全園地加入することが条件です。

○災害収入共済方式

上記に加え過去5年間に生産量の概ね全量をJA等へ出荷しており、今後も出荷すること、又は青色申告書等により収穫量及び品質が確認できることが条件です。

共済責任期間

○一般方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式の場合

花芽の形成期から、その花芽の果実を翌年に収穫するまでの期間です。

○短縮方式の場合

発芽期から、その年産の果実を収穫するまでの期間です。

共済金額（補償額）

共済金額は、共済期間内に共済事故による損害が生じたときに、NOSAIが支払う共済金の最高限度額です。共済金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。

半相殺減収総合方式・地域インデックス方式においては標準収穫量（※1）に果実の単位あたり価額を乗じた金額、災害収入共済方式においては基準生産金額（※2）に、加入者が選択した付保割合を乗じた金額です。

（※1）標準収穫量とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときの標準的な収穫量のことです。類区分ごと、引受方式ごと、加入者ごと、樹園地ごとに定められ、共済金額の算定基準となるものです。

（※2）基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額のことです。共済目的の種類ごと、類区分ごと、加入

者ごとに定められ、共済金額の算定基準になるほか、災害があったときの損害評価の基準のひとつとして、共済金の支払額の算定基準となるものです。

共済掛金

共済掛金のうち5割を国が負担します。

防災施設を設置している場合は、共済掛金の割引制度があります。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times 1 / 2 + \text{賦課金} \quad (\ast 3) \quad (\ast 4)$$

（※3）掛金率とは、共済掛金を算出する基礎となるもので、過去一定年間における被害の状況をもとに類区分ごと、引受方式ごと、加入者ごとに定められます。

（※4）賦課金とは、共済事業を行うために必要とする事務費を共済加入者に負担していただく費用です。

共済事故

共済事故とは、次に掲げる災害による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少のことをいいます。

- | | |
|--------|------------------|
| ①風 水 害 | ⑪雷 害 |
| ②ひょう 害 | ⑫その他の気象上の原因による災害 |
| ③干 害 | ⑬地震の害 |
| ④寒 害 | ⑭噴火の害 |
| ⑤雪 害 | ⑮地すべりの害 |
| ⑥暖冬 害 | ⑯火 災 |
| ⑦凍 霜 害 | ⑰病 害 |
| ⑧冷 害 | ⑱虫 害 |
| ⑨冷 湿 害 | ⑲鳥 害 |
| ⑩雨害湿潤害 | ⑳獣 害 |

共済関係の解除

次のような場合は、共済関係を解除することがあります。

- （1）加入申込書により告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をした場合
- （2）共済掛金を払込期日までに納入しなかった場合
- （3）共済金の給付を目的とした損害を発生させようとした場合

共済金の支払い

○半相殺減収総合方式

類区分ごと及び加入者ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故による果実の樹園地ごとの減収量の合計が、当該加入者の樹園地ごとの基準収穫量（※5）の合計に選択した支払開始割合を乗じた収量を超えた場合に共済金を支払います。

共済金 = 共済金額 × 損害割合ごとの支払割合
半相殺減収総合方式の損害割合ごとの支払割合

損害割合		30	40	50	60	70	…	100
支払割合	支払開始割合（3割）	0	14	29	43	57	…	100
	支払開始割合（4割）	—	0	17	33	50	…	100
	支払開始割合（5割）	—	—	0	20	40	…	100

○地域インデックス方式

共済目的の種類ごと、統計単位地域ごとに、共済責任期間中に発生した共済事故による果実の減収量が、当該統計単位地域（※6）の基準収穫量（※5）に選択した支払開始割合を乗じた収量を超えた場合に共済金を支払います。

共済金 = 共済金額 × 損害割合ごとの支払割合
地域インデックス方式の損害割合ごと選択支払開始割合ごとの支払割合

損害割合		10	20	30	40	50	…	100
支払割合	支払開始割合（1割）	0	11	22	33	44	…	100
	支払開始割合（2割）	—	0	13	25	38	…	100
	支払開始割合（3割）	—	—	0	14	29	…	100

（※5）半相殺減収総合方式の基準収穫量は、開花期頃までに園地条件、肥培管理状況等を調査し、その状況に応じて標準収穫量を調整して定められます。地域インデックス方式の基準収穫量については、標準収穫量と同じ収量となります。

（※6）ぶどう、ももの統計単位地域は岡山県となります。

○災害収入共済方式

類区分ごと及び加入者ごとに、共済責任期間中に発生した災害による果実の減収又は品質の低下がある場合において、品質を加味した実収穫量が基準収穫量（※7）を下回り、果実の生産金額が当該加入者の基準生産金額に選択した補償割合を乗じた金額（以下「特定収穫共済限度額」といいます。）を下回った場合に共済金を支払います。

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \frac{\text{特定収穫共済限度額} - \text{生産金額}}{\text{特定収穫共済限度額}}$$

（※7）災害収入共済方式の基準収穫量は、当該引受に係る年産の前年産の果実の出荷実績が明らかになった時点で、最近5か年の出荷資料又は青色申告書等をもとにして定められます。

〔分割評価〕

肥培管理の粗放、その他共済事故以外の原因によると認められる損害がある場合、共済事故による損害と分けて損害評価を実施します。共済事故以外の原因による減収量又は損害額は共済事故として取り扱いません。

〔共済金の全額または一部が支払われない場合〕

- 通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために災害が発生した場合
- 共済事故の発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって、不実の通知をした場合
- 悪意若しくは重大な過失によって果樹共済加入申込書に不実の記載、あるいは不実の変更通知をした場合
- 植物防疫法の規定に違反した場合
- 共済事故による損害であることが確認できない場合
- その他加入者としての必要な通知義務を怠った場合

加入者の通知義務

次に掲げる事項が発生した場合は、現場保存を行ったうえで、遅延なくNOSAIに被害通知をしてください。

- 共済事故が発生した場合
 - （1）災害の種類
 - （2）災害の発生年月日
 - （3）災害により被害を受けた樹園地及び被害状況
- 加入申込書に記載した事項に変更が生じた場合

個人情報の取扱いについて

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」といいます。）については、NOSAIが引受の判断、共済金等の支払、共済関係の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

また、本共済関係に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済の案内等、業務に必要な範囲で利用することがあります。

NOSAIは、共済責任のうち一定部分を国の保険に付しているため、この二者間で個人情報を共同利用します。

その他の事項

かつて無い災害などにより、NOSAIの財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払う金額を削減することがあります。